国立大学法人千葉大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）では，国立大学法人千葉大学ネーミングライツ事業取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき，本学の教育研究環境を向上させること及び施設等を有効活用するため，本学が保有する施設等のネーミングライツの趣旨に賛同していただける事業者等を募集します。

１．対象施設

大学会館1階フードコート１(面積 432㎡)

１日平均利用者数：繁忙期（４月）800名程度

閑散期（夏季休暇等）400名程度

２．募集の概要

（１）契約の期間

２年以上５年以下

（２）命名権料

３５０万円以上（年間契約額。消費税及び地方消費税は含まない。）

（３）応募資格

ネーミングライツ・パートナーとして本学の取組（教育研究活動への取組，環境への取組，千葉大学DEIB（C-DEIB）推進の取組）に賛同し，本学と契約を希望する事業者等。

ただし，次のいずれかに該当するものは，応募することができません。

・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

・ 行政機関から行政指導を受け，改善がなされていないもの

・ 社会問題をおこしているもの

・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にあるもの

・ 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和５６年法律第５９号）第２条第１項に規定する者を除く。）

・ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの

・ 政治団体

・ 宗教団体

・ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの

・ その他ネーミングライツを付与する事業者等として適当でないと本学が認める

もの

（４）特典，付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには，次の特典があります。なお，特典等の権利を第三者に譲渡，転貸することはできません。

・ 対象施設に事業者等の名称，商標名，ロゴ，シンボルマーク又は愛称（以下 「別称等」という。）の看板等を設置することができます。ただし，本学と事前協議することが必要です。

・ 本学は，本学のホームページ等でネーミングライツ・パートナーを紹介します。

・ ネーミングライツ・パートナー自身も，本学とネーミングライツ・パートナーであることをＰＲすることができます。

・ その他希望される特典，付帯条件等があれば，応募時に提案することができます。

（５）別称等の付与

① 本学の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとします。

② 別称等は，本学の理念及びビジョンを考慮のうえ，対象となる施設等にふさわしいものとします。

③ 次のいずれかに該当するものは，別称等に用いることができません。

・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

・ 政治活動，宗教活動，意見広告及び個人の名刺広告に関するもの

・ 社会問題等の主義，主張に係るもの

* 公衆の不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

・ 求縁又は男女の交際，通信等に関するもの

・ 本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの

・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

・ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの

* 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
* たばこの広告や喫煙を促すもの

・　アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの・ 良好な景観の形成又は風致の維持

等を害するおそれのあるもの

・ 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの

・ 個人情報に係るもの

・ 「記念」，「メモリアル」等の寄附により付与された名称と混同されるおそれがあるもの

・ その他，本学が別称等として設定することが適当でないと認めたもの

④ 別称等は，本学の審議において意見が出た場合，協議することがあります。

⑤ 契約期間中の別称等の変更はできません。ただし，本学が特に必要と認めるときは，この限りではありません。

（６）別称等の表示，費用負担

① 別称等の看板等の設置費用，維持管理に要する費用及び原状回復費用は，命名権料とは別に，ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

② 契約締結後に作成する本学広報誌等への別称等の表示や本学ホームページへの掲載等の費用は，本学が負担します。

③ 契約期間開始日までに看板等の設置が完了していない場合であっても，契約期間及び命名権料に変更はありません。

④ 設置した看板等により第三者に被害が生じた場合や，別称等が第三者の商標権を侵害した場合等，設定した別称等に関する一切の責任は，ネーミングライツ・パートナーが負います。

（７）現場説明 現場説明を希望する場合は，事前に６．に記載の問合せ先までご連絡ください。

（８）応募書類

① ネーミングライツ・パートナー申込書（取扱要領別記様式第1号）

② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）

③ 直近３年間の決算資料（損益計算書，貸借対照表）

④ 登記事項証明書（発行３ヶ月以内のもの）

⑤ 別称等のデザイン，配置がわかる書類

※選考の過程で別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。

（９）応募締切及び提出方法

令和６年１１月２５日（月）１７時００分必着

・応募書類は紙媒体１部と電子データ（（８）⑤のみ）の両方を６．に記載の提出先に提出してください。

・紙媒体は持参又は郵送（簡易書留郵便又は民間業者による書留郵便に準ずるもの）により提出してください。

・電子データはメールにて提出してください。また，件名は【ネーミングライツ・パートナー申込】としてください。

（10）選考方法

次の選考項目をもとに，本学が設置する選考委員会において総合的に判断し，候補者を選考します。

|  |  |
| --- | --- |
| 選考項目 | 要件，基準等 |
| 資格 | ・応募資格を満たしているか。  ・契約予定期間の支払い能力が十分か。 |
| 応募の趣旨 | ・応募の趣旨が対象施設へのネーミングライツ導入に沿っているか。 |
| 別称等 | ・学生及び教職員に受け入れられるか。  ・施設のイメージを損なうおそれがないか。 |
| 別称等のデザイン，配置 | ・別称等のデザイン，配置が適当なものであるか。 |
| 命名権料 | ・高額であるほど高評価とする。 |

（11）選考結果の通知，公表

選考結果は，すべての応募者に通知します。また，決定した別称等，ネーミングライ

ツ・パートナー，命名権料，契約期間等を公表します。公表を希望されない場合は，申

込時にお申し出ください。

３．契約の締結

ネーミングライツ・パートナー決定後，本学とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。なお，ネーミングライツ・パートナーは，契約予定期間終了後も本学が引き続き本件建物におけるネーミングライツ事業を継続する場合，優先的に交渉することができます。

４．ネーミングライツ料の納入時期

命名権料は，毎年度５月末までに当該年度分を一括して納入してください。ただし，初年度分については，ネーミングライツ・パートナーと協議の上，決定します。

５．契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの社会的信用を損なう行動等により本学のイメージが損なわれるおそれがあると認められるときは，契約を解除する場合があります。この場合，契約解除に伴う原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。また，支払い済みの命名権料は返還しないとともに，別途違約金を請求します。

６．応募書類の提出先，問合せ先

国立大学法人千葉大学財務部財務企画課資産管理係

〒２６３－８５２２ 千葉県千葉市稲毛区弥生町１－３３

電話番号：０４３－２９０－２０５９，２０６１

Email：cam2059@office.chiba-u.jp